

社会福祉法人なごみ福祉会せせらぎ事業部 行動規範

私たち職員は、法人の基本理念およびせせらぎ事業部倫理綱領の具現化と、福祉関係法令の遵守をめざして、行動規範を定め、守ることを宣言します。

1. 職員の基本姿勢（利用者に対する倫理責任）

1. 利用者利益の優先

私たち職員は、業務の遂行にあたり、利用者の生活をより豊かにするため、利用者一人ひとりのライフステージに応じた安全・安心・満足を充足する支援サービスを最優先に考えます。

2. 私的利用の禁止

私たち職員は、自己の私的な利益のために利用者との関係を利用しません。また、利用者およびその関係者と私的な関係になつてはならず、利用者およびその関係者との性的接触・行動をしません。

3. 傾聴と個人の尊厳の尊重

私たち職員は、利用者一人ひとりの声（訴え）に傾聴し、利用者の人格とプライドを尊重した関わりを持ち、信頼関係を強めていくことを通して、利用者が安心と誇りを持つことのできる生活の実現をめざします。

4. 個人情報保護・秘密保持

私たち職員は、利用者や関係者から個人情報を得る場合、その利用目的を明確にした上で、業務上必要な範囲にとどめるとともに、知りえた利用者一人ひとりの情報の秘密の保持と適切な取り扱いに努めます。これは、何らかの事情で利用者が退所したり、職員が職務を退いた後も同様とします。

5. プライバシーの尊重

私たち職員は利用者のプライバシーに最大限配慮した支援サービスを提供します。また、関係者から情報を得る場合は、プライバシーを最大限尊重し、必ずその利用者から文書による同意を得てから行います。利用者の意思表示が困難な場合は、成年後見人や保護者、家族などの同意を得ることとします。

6. 知る権利

私たち職員は、利用者が自ら利用できるサービスや社会資源の内容について、これを制限してはならず、知る権利を大切にします。

7. 説明責任

私たち職員は、利用者が求める情報や支援に係る必要な情報を適切な方法でわかりやすい表現を用いて提供し、活用できるように支援します。

8. 記録の開示

私たち職員は、利用者および成年後見人や保護者・家族などから記録の開示の要求があった場合、所定の方法で記録を開示します。

9. 体罰・虐待の禁止

私たち職員は、いかなる理由があっても利用者に対して体罰・虐待は絶対に行いません。ここでいう体罰・虐待とは、直接・間接を問わず、利用者身体的および精神的苦痛を与える（与える可能性があることを含む）ことを指します。

10. 性的差別・虐待の禁止

私たち職員は、利用者に対して、性別・性的指向等の違いから派生する差別やセクシュアルハラスメント、性的虐待を絶対に行いません。

2. 同僚との関わり（職員のチームワーク）（実践現場における倫理責任）

1. 最良の実践を行う責務

私たち職員は、現場において、最良の職務を遂行するために、自らの専門的知識・技術を惜しみなく発揮します。

2. 敬意と連携・協力

私たち職員は、利用者一人ひとりのニーズに最大限に答えていくために、相互の専門性を尊重し、敬意を払うとともに、常に迅速な「報告・連絡・相談」を行い、連携・協力し合います。

3. 相互批判

私たち職員は、利用者一人ひとりのニーズに最大限答えていくために、必要に応じて、真摯な態度で利用者支援の内容について相互批判していきます。

4. 社会的ルールへの遵守

私たち職員は、関係法令や法人の定めた諸規定を遵守することはもとより、一社会人としてのルール（モラル）も守ります。また、職員間でのセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントは絶対に行いません。

5. 通告義務

私たち職員は、本規範から逸脱した行動をとり、利用者や職員の権利、身体、財産等を侵害したり、侵害する危険性のある事柄を知った場合は、これを放置せず直ちに通告します。また、通告した職員等に対し不利益が生じないよう最大限の配慮を行います。

3. 関係機関・家族・地域社会との関わり（社会に対する倫理責任）

1. 関係機関・家族との連携

私たち職員は、利用者一人ひとりの生活の向上や生活上の諸問題の解決のために、関係機関や家族・保護者との連携を密にし、継続的に連携していきます。

2. 地域との連携

私たち職員は、利用者一人ひとりが地域の中で市民として生活していくために、常に地域と社会との関わりを持ち、理解と協力を得られるよう努めます。

3. 情報開示とコンプライアンス

私たち職員は、本規範の遵守が義務であり責任があることを自覚するとともに、地域社会の構成員として関係法令を遵守し、情報開示に努め、誰に対しても誤解を与えず、信頼関係の構築に努めます。

4. 環境保護

私たち職員は、業務上発生する環境への影響を考慮し、地域及び地域社会の環境保全に向けて意識向上を図り、省エネルギーやリサイクル活動に取り組み、環境関連法の遵守に努めます。

5. 社会正義の実現と社会への関わり

私たち職員は、法人基本理念の実践と専門的知識・技術の活用に努め、他の専門職等と連帯して、社会の不正義の改善や福祉の向上、利用者の問題解決のため、施設内から地域社会、さらには、国際問題にも関心を向けます。

4. 専門性への責任（専門職としての倫理責任）

1. 自己研鑽

私たち職員は、私たち自身への信頼に基づいて、社会から託された業務を全うしていくために、常に研鑽に努め、専門性を高めます。

2. 内省的姿勢

私たち職員は、自分自身の知識や技術の限界を認識し、謙虚な姿勢で業務に臨み、広く意見や教えを請い、関係者や関係機関と連携し、自分本位の支援に陥らないように常に、自分自身の利用者支援の内容を省みて、利用者本位に改善しようとする姿勢を持ち続けます。

3. 地域福祉への貢献

私たち職員は、職務遂行によって得た専門的知識や技術を、地域社会の福祉の向上に役立てていきます。

4. 信用失墜行為の禁止

私たち職員は、その立場を利用した信用失墜行為を絶対に行いません。

5. 付則

1. 本規範は、平成 24 年 10 月 1 日から発効します。
2. 本規範は、平成 30 年 8 月 1 日から発効します。